マージン率等の情報提供

労働者派遣法第23条第5項の定めに基づき、下記の情報を提供します。
対象 ： 2025年度（ 2025/8/1 ～ 2026/7/31 ）

1. 派遣労働者数

2人

2. 派遣先事業所数（実数）

1件

3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額 （1日当たりの料金額（8時間労働として計算））

28，929円

4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 （1日当たりの賃金額（8時間労働として計算））

20，987円

5. マージン率

27.45%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額}\right] - \left[\text{派遣労働者の賃金の額の平均額}\right]}{\left[\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額}\right]} \times 100$$

（小数点第2位以下を四捨五入）

6. 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する事項

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を
☑ 締結している
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 （ すべての派遣労働者 ）
当該労使協定の有効期間の終期 （ 2027年3月31日 ）
☐ 締結していない（派遣実績なしのため）

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

○ 入社時研修
○ 年次研修（業務システム、コンプライアンス、ハラスメント等）
○ 階層別研修（マネジメント等）

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口：総務人事部（TEL 03-6233-9318）

8. その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

マージン率には、社会保険料、教育訓練、年次有給休暇等、弊社の運営経費等も 含まれています。

日本アーキテクト株式会社